

無添加表示がなくなる？～うわさの真相とは～ 第1回

消費者庁から「添加物の不使用表示に関するガイドライン」(以下、ガイドライン)が公表されました。一部の報道などではこのガイドラインにより、「無添加」などの表示ができなくなる。さらに、表示できなくなることは「消費者の選択の権利を奪う」ことや「無添加にこだわってきたメーカーも製造をやめる」と心配する声も出ているようです。

今回から6回の連載でこのガイドラインの意味と内容を解説します。

●ガイドラインの意味

「使用した」添加物の表示方法は食品表示基準で決まっています。一方で、「使用していない」ことを表示する基準は具体的ではないことから、消費者の誤認を招くような表示があるのが現状です。

ガイドラインは、消費者の誤認を招くと考えられる表示を10の類型で具体的にすることで、表示をする食品製造メーカーが判断に困らないようにして、不適切な表示を防止することが目的です。

今回(第1回)は、1つ目の類型(類型1)について解説します。

東海コープ
ホームページに
「おいしくて、
安全なおはなし」の
バックナンバーが
あります。



●類型1

単なる「無添加」の表示は表示禁止に該当する場合があります。

単なる「無添加」では何を添加していないのかが不明確です。添加されていないものを消費者自身が推察することになりますが、それが実際の「無添加」と一致しないことがあります。

「無添加」ポン酢という商品を例に説明します。この場合、消費者は「全ての食品添加物が完全に使用されていない」ことを期待しそうですが、製造メーカーは保存料や着色料を使用していないことの説明のつもりであれば、消費者を誤認させたことになってしまいます。したがって「無添加」の表示はできません。

さらに、製造時に添加物を全く使用しなければ「無添加」と表示できるわけでもありません。ポン酢の例で「無添加」の表示をするには、しょうゆなど原材料全てにおいて食品添加物が完全に使用されていないことが必要です。これは、原材料の全てを一から自社工場で製造するぐらいでなければ実現できそうにありません。

2022年
10月1週
(40号)

東海コープからの

おいしくて、安全なおはなし

